

船舶事故調査報告書

平成31年1月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成30年4月29日 08時20分ごろ
発生場所	新潟県上越市直江津港北東方沖 直江津港沖防波堤北灯台から真方位041° 1,520m付近 (概位 北緯37° 14.3′ 東経138° 17.2′)
事故の概要	プレジャーボート第八天祥丸は、西進中、右旋回し、漂泊中の遊漁船さとみ丸に衝突した。
事故調査の経過	平成30年8月21日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 遊漁船 さとみ丸、4.9トン NG3-19306（漁船登録番号）、個人所有 第240-56100号（船舶検査済票の番号） B プレジャーボート 第八天祥丸、5トン未満（長さ5.41m） 230-22445長野、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 左舷船側部外板に塗膜剝離 B なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客14人を乗せ、スパンカを掲げて船首を西南西に向け、流し釣りをを行いながら漂泊していた。 A船は、船長Aが、左舷方から徐々に右旋回しながら接近するB船に気付き、マイクを使用して何度もB船に呼び掛けたが、更にB船がA船に向かってくるので避けようと思い、機関を後進としたもののB船が衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、機関を前進として約0.2ノットの対地速力で流し釣りをを行いながら西進中、船長Bが操縦席を離れて操舵室下部に設けられたトイレに行き、左舷甲板から竿を出していた同乗者が右舷甲板に移動して仕掛けを準備していたところ、A船に衝突した。 船長Bは、操縦席を離れるとき、舵を中央にしたつもりであったが、B船がどうして右旋回したのか分からなかった。
分析	A船は、流し釣りをを行いながら漂泊中、船長Aが、左舷方から徐々に右旋回しながら接近するB船に気付き、マイクを使用して何度も呼

	<p>び掛けたのち、B船を避けようと機関を後進としたものの、B船が衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、流し釣りをを行いながら西進中、船長Bが操縦席を離れ、操舵が行われなかったことから、徐々に右旋回しながらA船に衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、B船が、流し釣りをを行いながら西進中、船長Bが操縦席を離れ、操舵が行われなかったため、徐々に右旋回しながらA船に衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、航行中に操縦席を離れる場合、安全な海域で一旦停船して同乗者に見張りを依頼するなどの措置を講じること。